

# 横浜市 新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区 道路特定事業計画

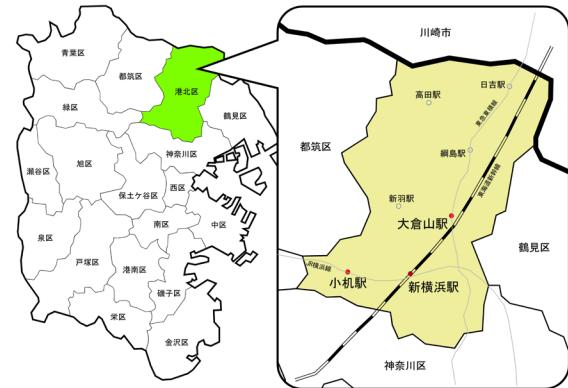
## —概要版—

横浜市では、平成18年12月のバリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の施行を受け、誰もが自立した日常生活や社会生活を営むことができる環境を整備するためにバリアフリー施策を推進しています。

港北区では、平成18年度に新横浜駅周辺地区において、交通バリアフリー基本構想を作成し、駅周辺のバリアフリー化を進めてきましたが、平成18年度以降に整備された施設や新横浜駅篠原口の再開発等、今後の予定事業も踏まえて、基本構想の継続的な発展（スパイラルアップ）を図る必要があることから、「新横浜駅周辺地区の見直しに加えて、新横浜駅周辺地区と一体の駅勢圏を有する小机駅周辺、大倉山駅周辺まで拡張した新たな基本構想の検討を進め、「港北区バリアフリー基本構想」を作成しました。

今回、この基本構想の実現に向け、「新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区道路特定事業計画」を策定しました。

今後、この計画に基づき事業を実施していきます。



### 道路特定事業計画とは

「道路特定事業計画」とは基本構想で定められた重点整備地区内において、道路管理者が基本構想に沿って以下の事項を定めるものです。

- 道路特定事業を実施する「道路の区間」
- 区間にごとに実施すべき道路特定事業の「内容及び実施予定期間」
- その他道路特定事業の実施に際し「配慮すべき重要事項」

### 基本構想における重点整備地区とバリアフリー化を図る経路

港北区バリアフリー基本構想では、新横浜駅・小机駅・大倉山駅周辺地区において、重点整備地区、生活関連施設及び生活関連経路が定められています。

#### ■生活関連施設とは

高齢者、障害者等が日常生活または社会生活においてよく利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設等の施設のことです。

主として、

- (1) 高齢者や障害者等を含む不特定多数の人がよく利用する施設であること。
- (2) その施設へ至る手段が、主に新横浜駅、小机駅、大倉山駅からの徒歩圏内（概ね500m圏内）であること。

#### ■生活関連経路とは

生活関連施設間を結ぶ経路のことです。

重点整備地区と生活関連施設及び生活関連経路の位置については、横浜市のホームページに記載されています。「港北区バリアフリー基本構想」で検索してください。



## 道路特定事業の整備方針

### ■目標年次

原則として、令和10年度（2028年度）または令和15年度（2033年度）までを目標に整備を実施します。

### ■整備レベルの設定

地域特性や現況のデザイン、周辺沿線状況に配慮して、改修等の整備レベルを設定します。なお効果的に整備するために、他事業者との連携や整合を図るとともに、歩行空間の連続性に配慮します。

### ■整備基準

「横浜市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例」及び「横浜市福祉のまちづくり条例」で定める基準を基本とし整備を実施します。

### ①個別経路の事業計画

#### 【新横浜駅周辺地区】

#### 【新横浜駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間 経路名称 事業区間	事業延長 m	経路の種別 歩行空間の確保	事業内容と事業量																事業実施予定期間 (年度)	事業実施に際して配慮すべき 重要事項		
			道路構造の改修				視覚障害者誘導用 グローブの 設置・改修				その他											
			歩道の改修		車道の改修		連続路 誘導設 置の		部交 差 点 設 置等 の		排水 施設 の改 修		誘導シ ートの 設 置		乗降場 の整備		排水 施設 の整 修		音声 案内 板の 改 修			
			全面 改 修	部分 改 修	平坦 性 の 改 善	歩 車 道 境 界 の 改 修	新 設	改 修	新 設	改 修	m	m	箇 所	箇 所	m	m	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所	箇 所
1 大倉山第274号線	10	●								1										●		
16 小机第70号線	15	●							1											●		
21 新横浜駅北口歩道橋	15	●																1	1	●	●	



## 道路特定事業の整備計画

重点的・一体的にバリアフリー化を図るため、事業を実施する経路について、次のとおり計画します。

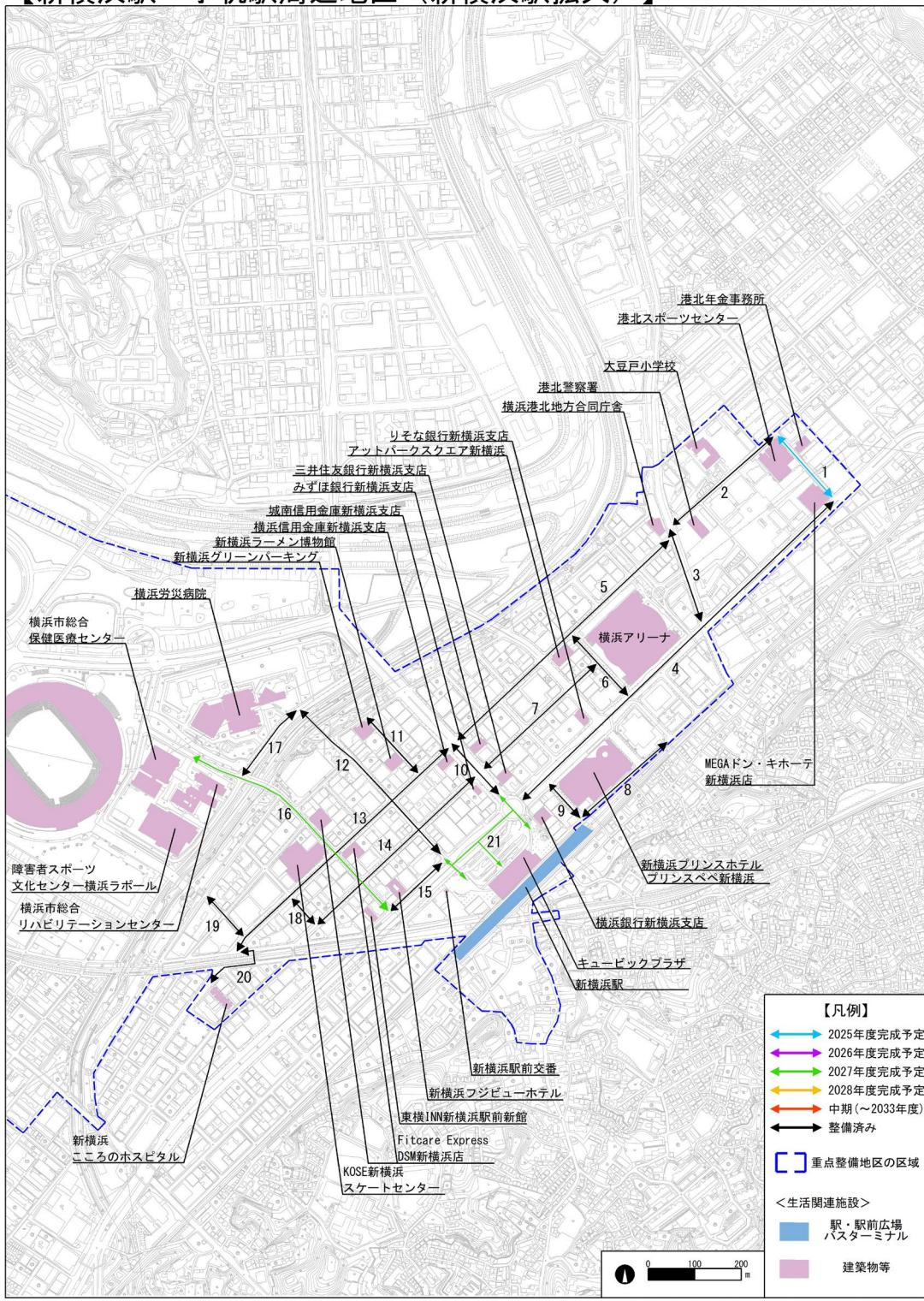
①個別経路の事業計画

②道路特定事業計画の対象経路

なお、他事業者との調整や予算等により必要に応じて計画を見直します。

### ②道路特定事業計画の対象経路

#### 【新横浜駅・小机駅周辺地区（新横浜駅拡大）】



## ①個別経路の事業計画

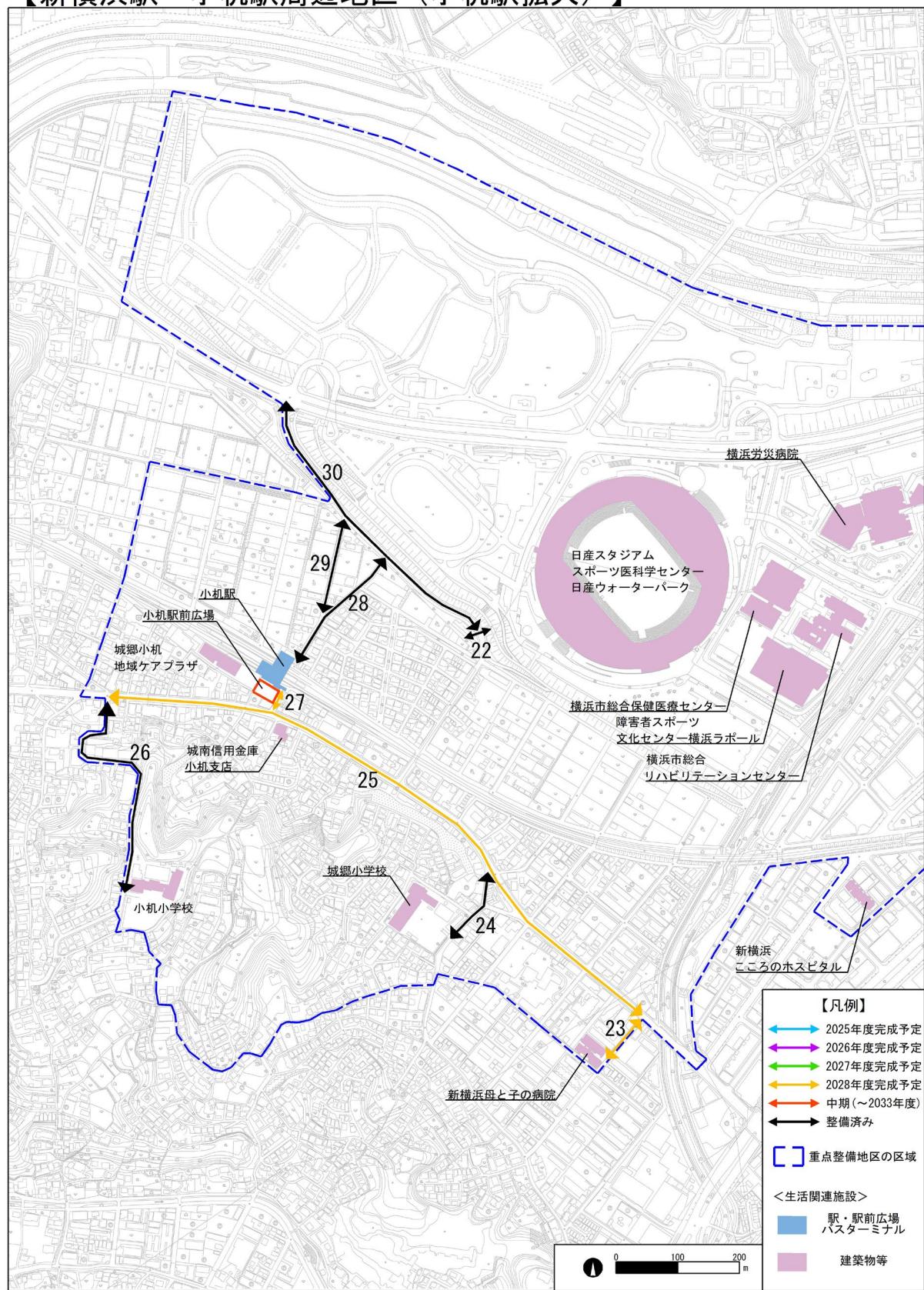
### 【小机駅周辺地区】

#### 【小机駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間 事業名称 事業区間	事業延長 m	経路の種別 歩道空間の確保	事業内容と事業量															事業実施予定期間(年度)	事業実施に際して配慮すべき重要事項							
			歩道の改修					道路構造の改修					視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修													
			歩道の改修		車道の改修			歩道の改修		車道の改修			連続路敷設等の	部分交差敷設等の	排水施設の改修	誘導シートの設置	乗降場の整備	案内板等の設置	排水施設の蓋改修	音声案内板の改修	エスカレーターの音声					
			全面改修	部分改修	平坦性の改善	歩道・車道境界の改修	歩道・車道境界の改修	新設	改修	新設	改修	新設	新設	改修	新設	改修	新設	改修	新設	改修	新設	改修				
23 小机第259号線	45	●												45									●			
25 県道横浜上麻生線、県道横浜生田	570	●												3									●	●		
27 小机第59号線	30	●															1						●	小机駅自由通路内北口側エレベーター用		
小机駅前広場			●							3	1							1						●	道路局建設課にて事業検討	

②道路特定事業計画の対象経路

【新横浜駅・小机駅周辺地区（小机駅拡大）】



## ①個別経路の事業計画

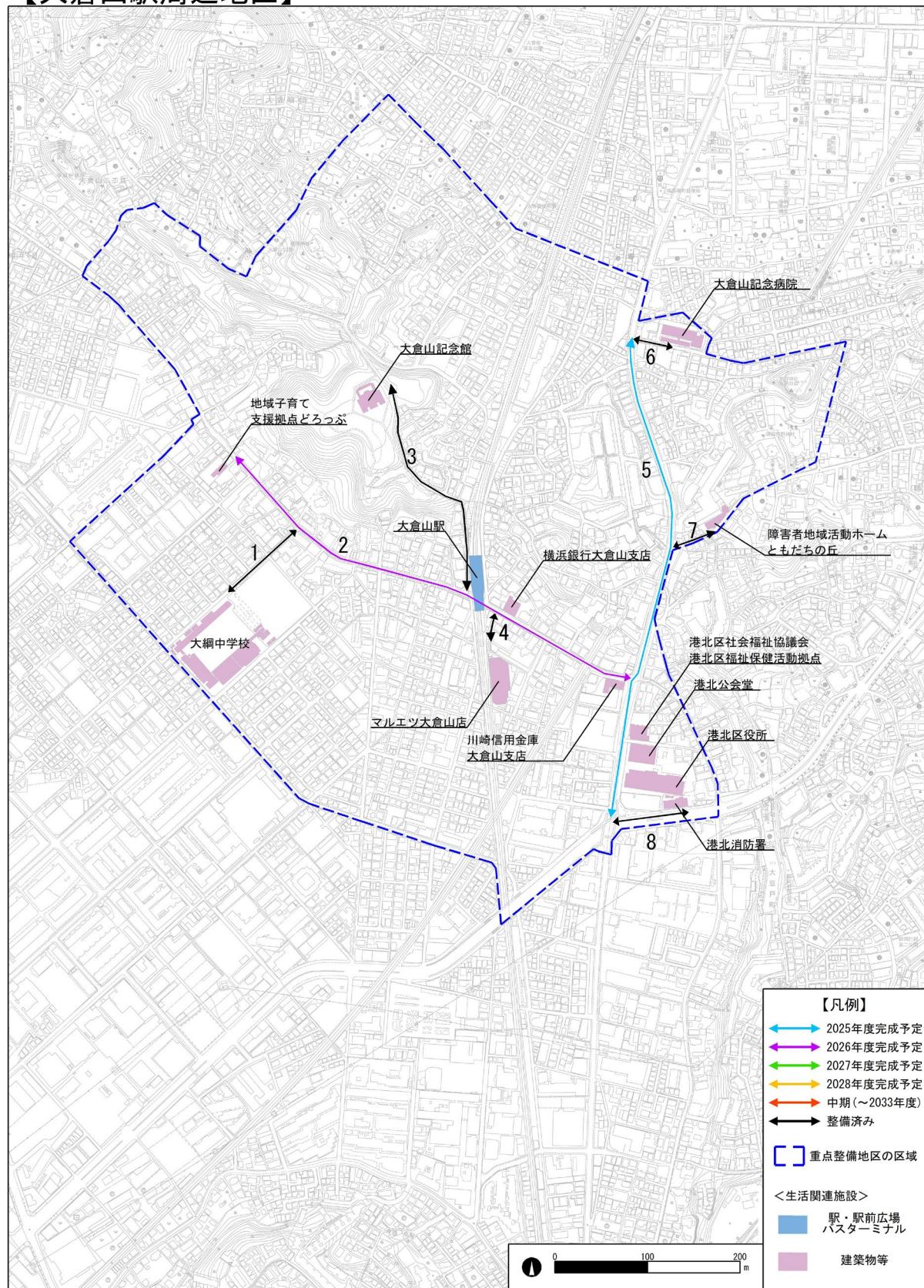
### 【大倉山駅周辺地区】

#### 【大倉山駅周辺地区 概算数量・事業予定年度一覧】

経路・区間			事業内容と事業量																事業実施予定期間(年度)	事業実施に際して配慮すべき重要事項		
経路名称 事業区間	事業延長	経路の種別 歩行空間の確保	歩道の改修		道路構造の改修				視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改修		その他						2025	2026	2027	2028	中期	
			歩道の拡幅	車道の改修	歩道の改修				歩道車道境界の改修	連続路敷設の設置		部分敷設等の設置		排水施設の改修	誘導シートの設置	乗降場の整備	案内板等の設置	排水施設の蓋改修	音声案内板の改修	案内板の変更		
					全面改修	部分改修	平坦性の改善	フロント・スクワード改修		新設	改修	新設	改修									
	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m	m		
2	新吉田第441号線	300	●							260	1							●	●			
5	県道東京丸子横浜	350	●									2							●			

## ②道路特定事業計画の対象経路

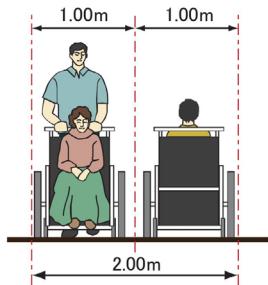
### 【大倉山駅周辺地区】



## 主な整備基準

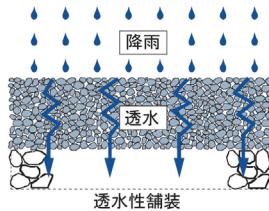
### ■ 歩道有効幅員

- 歩道の有効幅員は2m以上確保する。



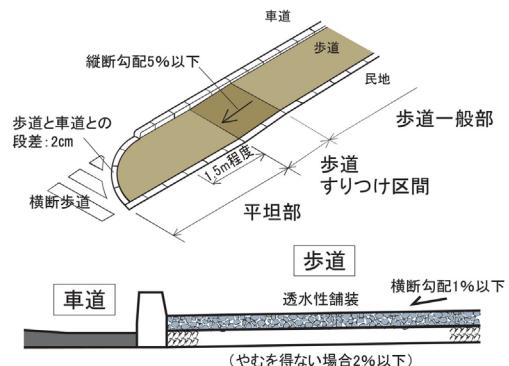
### ■ 補装材

- 歩道等の舗装は、平坦で滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとする。
- 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とする。(透水性舗装等)



### ■ 歩道構造

- 横断歩道に接続する歩道の段差は2cmとする。
- 横断歩道の接続部においては平坦部を設ける。
- 歩道の縦断勾配を5%以下とする。
- 歩道の横断勾配を1%以下とする。



### ■ 視覚障害者誘導用ブロック

- 視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則的に黄色とする。(周囲の路面に対して容易にブロック部分が識別できるように舗装材の色について配慮する。)
- 交差点、横断歩道、立体横断施設の昇降口、指定施設の出入り口等に面する歩道、バス停、タクシー乗降場、障害物の回避などに設置する。
- 区役所、図書館、市が設置する全市一館施設その他これに準ずる広域的な利用の総合病院等から、最寄りの駅、バス停への経路には視覚障害者誘導用ブロックを連続的に敷設する。



視覚障害者誘導用ブロックの設置例



### 道路特定事業計画の推進にあたって

「道路特定事業」を推進するため、道路管理者として取り組む内容について以下に示します。

- ホームページ等を活用して、バリアフリー化の事業実施状況や取組みについて情報提供を行います。
- 道路の有効幅員を狭める不法占用物件の解消や、通行の妨げとなる放置自転車等を防止するために指導、撤去を行うとともに自転車駐車場の利用を呼びかけます。

全ての人が安全で快適に移動できる歩行空間ネットワークを形成するためには、交通管理者、鉄道事業者、道路占用企業者、沿道住民等の関係者の協力が必要です。

皆様のご協力をお願いします。

### <お問い合わせ>

横浜市港北区港北土木事務所

〒222-0037 横浜市港北区大倉山七丁目39-1

電話:045-531-7361 FAX:045-531-9699

横浜市道路局道路部施設課

〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 市庁舎22階

電話:045-671-2731 FAX:045-550-3376

道路特定事業計画の閲覧は

横浜市のホームページへ

横浜市の道路のバリアフリー事業

検索



(横浜市地形図複製承認番号 令6建都計第9019号)

2025年10月発行